

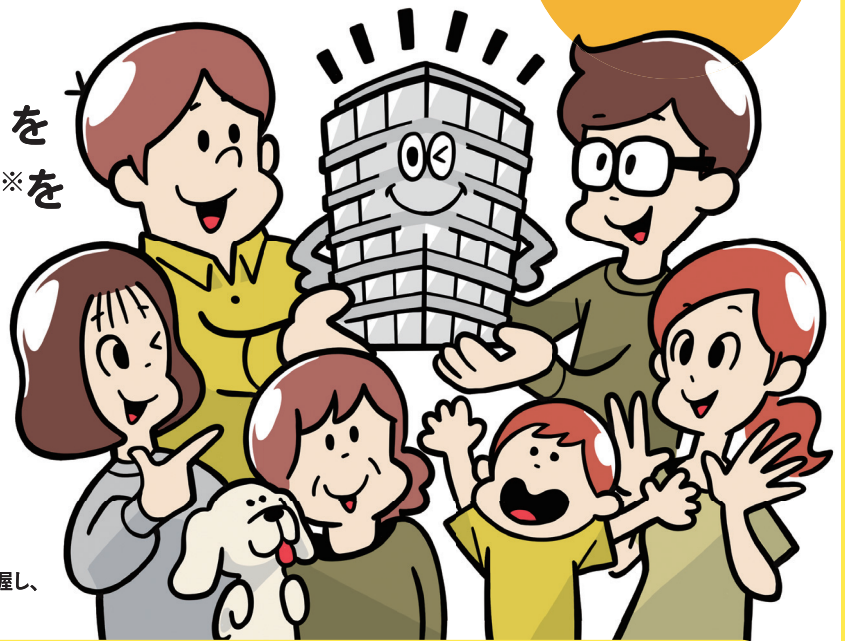


分譲マンションの 管理状況の届出が 義務になります!

2026年
7月1日から

神戸市では、
「マンションの管理適正化」を
さらに推進するための条例※を
2025年9月に制定し、
「管理状況の届出」を
義務化します。

※「神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例」



届出の目的 分譲マンションの管理状況を把握し、
以下の支援を行います。

分譲マンションの
良い管理を続けるため

分譲マンションの
管理を適正にするため

制度の概要

- 届出の対象** 市内の6戸以上の分譲マンション
- 届け出る人** 管理組合(管理者等)
- 届出の時期**
2026年4月1日以前に管理組合を設立した場合 —— 2026年12月31日まで
2026年4月2日～6月30日に管理組合を設立した場合 — 2026年9月28日まで
2026年7月1日以降に管理組合を設立した場合 —— その日から3か月以内
- 届出の内容** マンションの概要、管理組合の運営、修繕に関する計画など

新築マンションについても、分譲事業者による届出を義務化します。
くわしくは、神戸市WEBサイトをご確認ください。

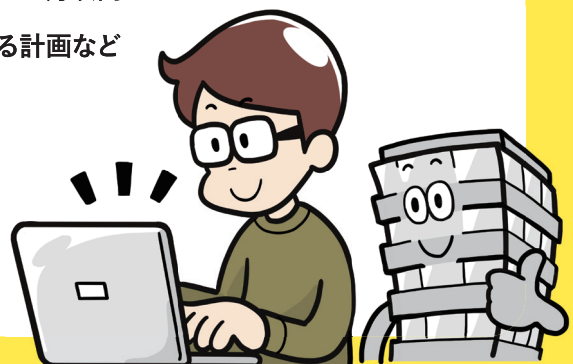


KOBE
CITY of DESIGN

届出制度・条例の詳細はこちら

神戸市 マンション 届出

検索



届出のメリット

1 さまざまな「支援」が受けられる！

マンション管理士などの専門家によるアドバイス、専門家の派遣、劣化調査診断などの費用の補助をはじめ、それぞれのマンションに合わせた支援メニューがあります。



2 マンションの市場評価が高まる可能性も！

情報開示

情報開示制度(意思表示に基づく)により、市のWEBサイトから誰でもマンションの管理状況を確認できるようになります。これにより管理状況が市場での評価につながる可能性があります。

情報開示
マンションの
一覧はこちら



3 マンション管理に役立つ情報をお届け！

マンション管理運営に役立つ情報をダイレクトメールなどで定期的にお届けします。

Q&A よくあるご質問にお答えします！

Q. 届出をしなかったら、どうなるの？

A. 市より、文書送付や訪問などで届出提出を求め、必要に応じて指導・勧告などを行なう可能性があります。

Q. 管理組合の管理者がいないときは？

A. 管理組合の管理者等がいないときは、区分所有者の代表者が届出を行なってください。

Q. 情報開示制度って、なに？

A. 届出者の意思に基づき、市のWEBサイトにて届出事項を情報開示する制度です。新規入居者や購入検討者をはじめとする、全ての方がマンションの管理状況を確認できるようになります。管理状況が公開されることで、市場での評価につながることを期待しています。

Q. 届出済で、2026年7月までに更新時期(5年ごと)がくるが、どうしたらいい？

A. 2026年7月1日以降に届出を行ってください。また、移行期間中は既に届出いただいた内容の情報開示を継続する予定としています。非開示を希望される場合には、市担当者までご連絡ください。

※2026年4月～6月は義務化に伴いシステムなどの移行作業を行なう予定

Q. 届出方法や項目は、これまでと同じなの？

A. これまでと同様に、市のWEBサイトから届出を行ってください。また、届出項目は、義務化に伴う見直しを行なっています。詳しくは、市のWEBサイトでご確認ください。

お問い合わせ先



神戸市すまいの総合窓口

すまいるネット

神戸市すまいの安心支援センター「すまいるネット」

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにつか5番館2階

すまいるネット 神戸

検索

TEL 078-647-9955

10時～17時(水曜・日曜・祝日を除く)